

| 番号 | 制度名 |
|------|----------------------------------|
| 財務省 | |
| 財務01 | 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続 |

財務 01

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

| | | | |
|-----|--------------------------------------|-----|-----|
| 制度名 | 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続 | 府省名 | 財務省 |
| 税 目 | 法人税、所得税、法人住民税、個人住民税 | | |
| 区分 | ■新設 □拡充 □延長 □事後 | | |

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。

なお、政策目的に向けた手段としての「有効性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（【点検結果表の別紙】参照）をも踏まえている。

| 点検項目 | 評価の実施状況 | | | 課題 |
|----------------------|------------|------------|--------|-------|
| 租税特別措置等の合理性 | | | | |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け | ■明らか | □明らかでない | | |
| 租税特別措置等の有効性 | | | | |
| ③ 達成目標 | ■説明あり | □説明なし | | |
| ④ 測定指標の設定 | ■定量化 | □定性的記述 | □設定なし | |
| ⑦ 適用数等の将来予測 | ■定量化 | □定量化(根拠なし) | □定性的記述 | □予測なし |
| ※ | | | | |
| ⑨ 減収額の将来予測 | ■定量化 | □定量化(根拠なし) | □予測なし | ※ |
| ⑪ 達成目標の実現状況の将来予測 | ■予測あり | □予測なし | | |
| ⑬ 税収減是認の効果の将来見込み | ■説明あり | □説明なし | | |
| 租税特別措置等の相当性 | | | | |
| ⑭ 租特の手段をとる必要性・適切性 | ■説明あり | □説明なし | | |
| ⑮ 他の政策手段との役割分担 | ■他の政策手段はない | □説明あり | □説明なし | |
| その他 | | | | |
| ⑯ 政策目的への寄与 | ■説明あり | □説明なし | | |

「○」：評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題が解消したもの。

「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（【点検結果表の別紙】参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次頁の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

⑦⑨ 適用数等の及び減収額の将来予測（評価書中8①「適用数等」及び8②「減収額」欄への補足説明）

平成23年6月時点の対象者数172件（762人）については、生命保険協会全社等の数値を積み上げた実績値である。

なお、減収額の見込みについては、上記適用数を基に算出している。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | | |
|---|----------------------|---------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | | 企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制優遇措置の継続（国税2）（法人税：義、所得税：外）（地方税1）（法人住民税：義、個人住民税：外） |
| 2 | 要望の内容 | | 適格退職年金は、受給権保護の仕組みがより優れている確定給付企業年金法の施行（平成14年4月1日）に伴い、10年間という猶予期間を設けた上で廃止することとされた。 現在、他の企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金及び中小企業退職金共済）への移行を促進しているところであるが、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金が存在している。 このため、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金に限っては、廃止期限後も、税制優遇措置（運用時：非課税、給付時等：公的年金等控除、退職所得控除等）を継続する。 |
| 3 | 担当部局 | | 財務省大臣官房総合政策課（政策推進室） |
| 4 | 評価実施時期 | | 平成23年9月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | | 新規要望のため該当なし。 |
| 6 | 適用又は延長期間 | | 対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間。 |
| 7 | 必要性等 | ① 政策目的及びその根拠 | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められており、事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できないものについては、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られる。 《政策目的の根拠》 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号） 附 則 (適格退職年金契約の円滑な移行) 第五条 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間に、附則第二十四条の規定による改正後の法人税法附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約の確定給付企業年金その他の制度への円滑な移行を図るため、確定給付企業年金制度の周知その他円滑な移行のために必要な措置を講ずるものとする。 |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に答えるための税制の構築 |

| | | | |
|--------|-------|--|---|
| | | <p>③達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、平成23年度末の制度廃止後は税制優遇措置が受けられなくなるため、受給権保護の観点から、当該年金の受給者が存在しなくなるまでの期間において、給付時等の税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者については、何も措置を講じなければ、廃止期限後には税制優遇措置がなくなることで年金受給額が減少することとなる。 適格退職年金は、企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決められたことに鑑みると、これらの受給者について、廃止期限後も税制優遇措置を継続することで安定した老後の所得確保を図るという達成目標の実現により他の制度に移行できた受給者との間の公平を確保し、政策目的でもある安定した老後の所得確保を図ることができる。</p> | <p>平成25年度: 49百万円(国税:29百万円、地方税:20百万円) 平成26年度: 44百万円(国税:26百万円、地方税:18百万円) 平成27年度: 39百万円(国税:23百万円、地方税:16百万円)</p> <p>※平成28年度以降の減収見込額については、別紙のとおり。</p> <p>※平成23年6月末時点の減収見込額に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。なお、年度毎の減収見込額に関しては、運用における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。</p> <p>《算出方法》</p> <p>○運用時 廃止期限後に、運用時において、課税された場合と非課税とされた場合を比較し、減収見込額を算出。</p> $\text{資産額} \times 1\% \times \text{残存率} = \text{減収見込額(国税)}$ $\text{資産額} \times 0.173\% \times \text{残存率} = \text{減収見込額(地方税)}$ <p>※運用時において、特別法人税(国税:1%、地方税:0.173%)を参考に、同率の課税がなされると仮定。</p> <p>※事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない閉鎖型適格退職年金に係る資産額は、2,821百万円(平成24年6月末時点)。</p> <p>○給付時 廃止期限後において、公的年金等控除の対象とならない場合(要望が実現しない場合)と公的年金等控除の対象となる場合(要望が実現した場合)を比較し、減収見込額を算出。</p> <p>※対象者はすべて65歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定する。</p> <p>※国民年金の老齢年金受給者の平均年金年額は65万2,908円とする(平成23年5月末の平均年金額5万4,409円(「厚生年金保険・国民年金事業状況」より))。</p> |
| 8 有効性等 | ①適用数等 | <p>当該要望が実現した場合、事業主が存在しない等のために企業年金等へ移行できない適格退職年金の受給者全てが税制優遇措置の対象となり、不利益が回避される。</p> <p>《適用者数》 平成23年6月末:172件(762人) 平成24年末:143件(632人)(推計) 平成25年末:130件(575人)(推計) 平成26年末:116件(515人)(推計)</p> <p>※平成27年末以降の適用者数については、別紙のとおり。</p> <p>※平成23年6月末時点の適用者数に残存率(生保協会推定)を乗じ算出。</p> <p>※残存率計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○確定年金 支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。 (例:10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算) ○保証期間付終身年金 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付有期年金 残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。 ○保証期間付××年年金等 各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。 <p>※平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。</p> <p>※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表 余命年数表を使用。</p> | <p>③効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保が図られる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者全てに対し、廃止期限後も税制優遇措置を継続することにより、安定した老後の所得確保を図るという達成目標を実現することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設・拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成23年4月～対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後に公的年金等控除・退職年金所得控除等が</p> |
| | ②減収額 | <p>《減収見込額》 平成23年6月末時点:65百万円(国税:39百万円、地方税:26百万円) 平成24年度: 54百万円(国税:32百万円、地方税:22百万円)</p> | |

| | | |
|----|--------------------|---|
| | | 受けられず年金受給額が減少するため、老後生活が不安定となる。 |
| | | 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年4月~対象となる「事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金」の受給者が存在しなくなるまでの期間) 適格退職年金は、他の企業年金等へ移行可能であることを前提に廃止が決定されたことに鑑みると、事業主が存在しない等のために他の企業年金等に移行できない適格退職年金の受給者について、廃止期限後も税制優遇措置を継続することにより、他の企業年金等に移行できた受給者との公平を確保し、受給者の権利を保護することにより安定した老後の所得確保を図るものであり、本措置による税収減は是認されるべきものである。 |
| 9 | 相当性 | ①租税特別措置等によるべき妥当性等 本措置は適格退職年金が廃止されるため現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、上記政策目的の実現手段は当該措置以外には存在しない。 ②他の支援措置や義務付け等との役割分担 本措置は適格退職年金が廃止されるため現在と同様の税制優遇措置を講ずるものであり、当該措置以外に上記政策目的にかかる他の支援措置や義務付け等は存在しない。 ③地方公共団体が協力する相当性 事業主が存在しない等のために企業年金等に移行できない適格退職年金については、受給権保護の観点から、給付時等の税制優遇措置を継続することで、安定した老後の所得確保が図られることから、地方公共団体が一定の協力をすることは妥当である。 |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |

企業年金等への移行が不可能な適格退職年金について

| 暦年 | 残存率 (単位:%) | 適用件数 | 適用者数 (単位:人) | 減収見込み額(単位:百万円) | | |
|-------------------|---------------|------|----------------|----------------|------|------|
| | | | | 計 | 国税 | 地方税 |
| 平成23年(6月末時点) | 100 | 172 | 762 | 64.9 | 38.6 | 26.3 |
| 平成23年(6/30-12/31) | 94.0 | 162 | 717 | 61.0 | 36.3 | 24.8 |
| 平成24年 | 82.9 | 143 | 632 | 53.8 | 32.0 | 21.8 |
| 平成25年 | 75.4 | 130 | 575 | 48.9 | 29.1 | 19.9 |
| 平成26年 | 67.6 | 116 | 515 | 43.9 | 26.1 | 17.8 |
| 平成27年 | 59.4 | 102 | 453 | 38.6 | 22.9 | 15.6 |
| 平成28年 | 52.5 | 90 | 400 | 34.1 | 20.3 | 13.8 |
| 平成29年 | 43.3 | 74 | 330 | 28.1 | 16.7 | 11.4 |
| 平成30年 | 34.1 | 59 | 260 | 22.2 | 13.2 | 9.0 |
| 平成31年 | 24.3 | 42 | 185 | 15.8 | 9.4 | 6.4 |
| 平成32年 | 20.6 | 35 | 157 | 13.4 | 8.0 | 5.4 |
| 平成33年 | 15.5 | 27 | 118 | 10.0 | 6.0 | 4.1 |
| 平成34年 | 13.6 | 23 | 104 | 8.8 | 5.3 | 3.6 |
| 平成35年 | 8.9 | 15 | 68 | 5.8 | 3.4 | 2.3 |
| 平成36年 | 7.0 | 12 | 53 | 4.6 | 2.7 | 1.8 |
| 平成37年 | 5.0 | 9 | 38 | 3.3 | 1.9 | 1.3 |
| 平成38年 | 4.6 | 8 | 35 | 3.0 | 1.8 | 1.2 |
| 平成39年 | 3.7 | 6 | 28 | 2.4 | 1.4 | 1.0 |
| 平成40年 | 1.1 | 2 | 8 | 0.7 | 0.4 | 0.3 |
| 平成41年 | 0.7 | 1 | 5 | 0.4 | 0.3 | 0.2 |
| 平成42年 | 0.5 | 1 | 4 | 0.3 | 0.2 | 0.1 |
| 平成43年 | 0.1 | 0 | 1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 平成44年 | 0.0 | 0 | 0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

※暦年は、注釈のない限り1月から12月の統計。

※平成23年6月末時点の適用件数等に残存率(生命保険協会推定)を乗じ算出。

※平成23年6月末時点の減収見込み額(国税及び地方税)の算出過程は、別添1、2のとおり。

※年度毎の減収見込み額に関しては、運用時における年金資産が各年度の経済情勢によって大きく変化することから、変動がありうる。

※残存率計算方法

○確定年金

支払期間が確定しているため、支払終了年月にて計算。

(例:10年確定年金…年金受給開始から10年後に支払終了として計算)

○保証期間付終身年金

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と保証期間のうち長い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付有期年金

残存有期期間と平均余命を比較し、短い方を支払終了年月として計算。

○保証期間付××年年金等

各年金受給者の年齢に応じた平均余命と残存××年を比較して短い方を支払終了年月として計算。

※平均余命を用いる際の年齢は、平成23年6月末時点の年齢(男性を前提)を使用。

※平均余命は、所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)別表「余命年数表」を使用。

**企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に関する要望における
減税見込み額について**

<給付時の減収見込み額：国税（平成23年6月末）>

給付時：所得税

【前提】

- ※対象者はすべて65歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定する。
- ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金額は65万2,908円とする。（「厚生年金保険・国民年金事業状況」より、平均年金月額は、平成23年5月末で5万4,409円となっている。）
- ※雑所得は給与所得全体より公的年金等控除（定額控除、定率控除）を引いた額
- ※課税所得は雑所得より基礎控除38万円を引いた額
- ※所得税額は課税所得に所得税率（195万円以下：5%、195万円超え330万円以下：10%（控除額97,500円）、330万超695万円以下：20%（控除額427,500円））をかけた額

○課税額

【要望が実現する場合】

廃止期限後の給付時において、引き続き公的年金等控除の対象となるため、課税額は以下のようになる。

$$[(\{(\text{適格退職年金の年金額} + 65\text{万2,908円}) - 120\text{万円}\} - 38\text{万円}) \times \text{所得税率}] = \\ \underline{\text{4,541,200円}}$$

【要望が実現しない場合】

廃止期限後の給付時には、公的年金等控除の対象とならないため、一人あたりの課税額は以下のようになる。

$$(\text{適格退職年金の年金額} - 38\text{万円}) \times \text{所得税率} = \underline{14,893,800円}$$

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、10,352,600円。

運用時：特別法人税

【前提】

- ※廃止期限後に、どのような税制上の取扱いになるのか、現時点では不明ではあるが、仮に特別法人税と同率（国税：1%）のものが課税されたと仮定。
- ※生保協会の推計については、平成23年度3月末時点の積立金（今回集計できた726人分の積立金268,878万円を756人分に割り戻して算出）。
- ※JA共済連については、平成23年度6月末時点の数値。

○課税額

【要望が実現しない場合】

$$2,821,379,523円 \times 1\% = \underline{28,213,795円}$$

【要望が実現した場合】

非課税となる。

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、28,213,795円。

<課税総額>

$$\text{国税：} 10,352,600\text{円} + 28,213,795\text{円} = \underline{38,566,395円}$$

**企業年金等へ移行が不可能な適格退職年金に関する要望における
減税見込み額について**

<給付時の減収見込み額：地方税（平成23年6月末）>

給付時：個人住民税

【前提】

- ※対象者はすべて65歳以上であり、所得はすべて国民年金によるものと仮定する。
- ※国民年金の老齢年金受給者の平均年金額は65万2,908円とする。（「厚生年金保険・国民年金事業状況」より、平均年金月額は、平成23年5月末で5万4,409円となっている。）
- ※雑所得は所得全体より公的年金等控除（定額控除、定率控除）を引いた額
- ※課税所得は雑所得より基礎控除33万円を引いた額
- ※住民税（所得割）額は課税所得に標準税率10%（都道府県民税4%、市区町村税6%）から調整控除を引いた額

○課税額

【要望が実現する場合】

廃止期限後の給付時において、引き続き公的年金等控除の対象となるため、課税額は以下のようになる。

$$[(\{(\text{適格退職年金の年金額} + 65\text{万2,908円}) - 120\text{万円}\} - 33\text{万円}) \times 10\% - \text{調整控除}] = \underline{\text{9,381,800円}}$$

【要望が実現しない場合】

廃止期限後の給付時には、公的年金等控除の対象とならないため、一人あたりの課税額は以下のようになる。

$$(\text{適格退職年金の年金額} - 33\text{万円}) \times 10\% - \text{調整控除} = \underline{30,844,400円}$$

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、21,462,600円。

運用時：特別法人税

【前提】

- ※廃止期限後に、どのような税制上の取扱いになるのか、現時点では不明ではあるが、仮に特別法人税と同率（地方税：0.173%）のものが課税されたと仮定。
- ※生保協会の推計については、平成23年度6月末時点の積立金（今回集計できた726人分の積立金268,878万円を756人分に割り戻して算出）。
- ※JA共済連については、平成23年度6月末時点の数値。

○課税額

【要望が実現しない場合】

$$2,821,379,523\text{円} \times 0.173\% = \underline{4,880,987\text{円}}$$

【要望が実現した場合】

非課税となる。

○減収見込み額

減収見込み額は、要望が実現しない場合と実現した場合の差であり、4,880,987円。

<課税総額>

$$\text{地方税} : 21,462,600\text{円} + 4,880,987\text{円} = \underline{26,343,587\text{円}}$$